

## 指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名：東日本緑化工業株式会社（法人番号4380001016656）  
業 者 の 住 所：福島県双葉郡大熊町大字熊字熊町3
2. 指名停止措置期間：令和5年8月4日から令和5年12月3日まで（4か月）
3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管内  
（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
4. 事 実 概 要：  
東日本緑化工業株式会社の元代表取締役は、代表取締役だった令和4年6月1日、福島県発注の複数の公共工事の入札をめぐり、福島県職員から入手した設計金額を他社に教えて一部を落札させ、入札の公正を害したとして、令和5年6月6日、公契約関係競売入札妨害の疑いで福島県警に逮捕された。
5. 指名停止措置理由：  
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第10号（競売入札妨害又は談合）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

### 参 考

- 「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合)  10 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等 に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑 により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起さ れたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上12月以内